

令和二年度第六六回神道史学会大会

三輪田高房の鎮魂伝授について

皇學館大学大学院文学研究科神道学専攻博士後期課程二年 新田恵三

d2961003@stu.kogakkan-u.ac.jp

はじめに

本発表では幕末から明治期にかけて儒者、国学者、神職、教導職、神宮教師等として幅広く活動した三輪田高房が行った鎮魂行事の伝授について豊富な高房自筆資料を用い伝授の実態やその後の伝播について明らかにする。

本発表の要点

- ・ 自筆日誌資料に基づく三輪田高房の生涯
- ・ 三輪田高房が行った鎮魂行事伝授の実態
- ・ 三輪田高房が伝えた鎮魂行事と神社神道で行われている鎮魂行事との関係

一、三輪田高房の生涯

(一) 三輪田高房に関する先行研究

三輪田高房についてはいくつかの辞書類¹に項目が挙げられている他、池田忠好氏²や上野利三氏³、宮間純一氏⁴、武田幸也氏⁵が論文の中で取り扱ってはいるものの彼の生涯や人物、思想等全体像は明らかにされていない部分が多い。

このような研究状況に対して宮間氏は、

恒次郎の研究は皆無に等しくその生涯も明らかになっていない。おとづれ文庫文書中の三輪田恒次郎関係文書は、彼の人生を詳細に紐解くことが出来る貴重な史料である。⁶

として三輪田高房（恒次郎）に関する先行研究が乏しいこと、千葉県文書館の中にある「おとづれ文庫」文書中の三輪田高房関係文書の重要性を指摘している。

(二) おとづれ文庫の三輪田高房関係資料について

おとづれ文庫は旧蔵者池田忠好氏の収集書籍群で池田氏の没後千葉県文書館に寄贈され、現在に至っている。おとづれ文庫の構成は分野・時代共に多岐に渡るが文庫中には三輪田高房の自筆

¹ 大植四郎編『國民過去帳』明治之巻（尚古房、昭和十年）、『愛媛県史』人物（愛媛県、平成元年）、『講談社日本人名大辞典』（講談社、平成十三年）

² 池田忠好「西村茂樹と三輪田高房との交遊」『弘道』第八六四号（日本弘道会、昭和五十一年十月）

³ 上野利三「戸田保遠の律令研究について——明治期律令学の一齣——」『法学研究』五三（五）（慶應義塾大学法学研究会、昭和五十六年五月）

⁴ 宮間純一『戊辰内乱期の社会——佐幕と勤王のあいだ——（思文閣、平成二十七年）第五章「朝敵」藩の恭順理論——伊予松山藩を事例に——」

⁵ 武田幸也『近代の神宮と教化活動』（弘文堂、平成三十年）四一一、四二二頁

⁶ 前掲宮間純一『戊辰内乱期の社会』一六二頁

⁷ 前掲池田忠好「西村茂樹と三輪田高房との交遊」は池田氏自身の蔵書を用いて論じている。

日誌資料等三輪田高房に関係する文献が多数散見される。

三輪田高房の記した日誌は途中欠冊があるものの、弘化三年（一八四六）～明治四十一年に至るまでの継続した記録である。高房はそれぞれの日誌表紙に朱書きで通番を記しており、最も新しい日誌の一つ前の日誌²⁰には「第五拾一号」とある。

（三）三輪田高房の生涯

三輪田高房（恒次郎、浪江、危行）は文政八年（一八二五）十月八日伊予国久米郡久米村（現愛媛県松山市）の日尾八幡神社祀官三輪田清敏の次男として生まれる²¹。兄弟には家督を継いだ書家としても著名な兄常貞（米山）や幕末・維新期の尊攘派志士の弟元綱（綱鷹）がいる。

高房の生涯は大きく四つの時期に区分される。第一期は儒者として儒学を学修・教授した時期で、第二期は維新後神官教導職を兼務した時期で、第三期は神宮教院（神宮司庁との分離前）、神宮教、神宮奉斎会に奉仕し神宮の教化機関に関わり活動した時期で、第四期は晩年職を辞し、隠居の身となった時期である。明治四十三年十一月五日に享年八十五歳（満）²²で没した。

①第一期 儒学修学教授時代（弘化三年（一八四六）十一月～明治四年十月）

「支邦学」は江戸に出て弘化三年（一八四六）十一月より麹町教授所の松平慎齋に入門し学び、その後広島藩の金子霜山などに就き修学した²³。帰国の後、明治二年十二月より「松山藩学校」（明教館）の「司教」²⁴として「普通学科専務」²⁵、「経義科専務」²⁶を歴任の後、明治四年十月十九日、願により松山藩学校司教を免ぜられている²⁷。¹⁸

明治四年十月、上京の後東京に寄留し²⁹、同五年五月より共心義塾の教師として支那学を教え³⁰た。

⁸ 『おとづれ文庫文書仮目録』下（千葉県文書館、平成十一年）

⁹ 『高房日誌』五二、『岡山日誌』（明治四十一年十一月五日～同四十二年四月二十日）。なお、本日誌の表紙には通番が記されていない。

¹⁰ 『高房日誌』五一、『岡山日誌』（明治四十年三月一日～同四十一年十一月四日）
¹¹ 『高房日誌』明治十年八月八日条、「鴻雪爪に提出の履歴書」（以降同日条を根拠としている部分はこの履歴書の記載を示している。）

また、特に断らない限り脚注や資料の日記条文は『高房日誌』の該当箇所を示している。

¹² 生年月日は『高房日誌』の記載に拠り、没年月日は前掲大植四郎編『國民過去帳』明治之巻、前掲『愛媛県史』人物、前掲『講談社日本人名大辞典』の記載に拠つ

た。

¹³ 明治五年十一月二十五日、同二十七日条
「共心義塾に提出の履歴書」（以降同日条を根拠としている部分はこの履歴書の記載を示している。）

¹⁴ 明治十年八月八日条

¹⁵ 明治三年十月より（明治十年八月八日条）

条）

¹⁶ 明治四年一月より（明治十年八月八日条）

条）

¹⁷ 明治十年八月八日条

¹⁸ なお、三輪田高房が藩儒として松平定昭に仕え佐幕的立場で恭順理論について記した意見書については、前掲宮間純一『戊辰内乱期の社会』—佐幕と勤王のあいだ—第五章「朝敵」藩の恭順理論—伊予松山藩を事例に—に詳しい。

¹⁹ 明治五年十一月二十五日、同二十七日条

²⁰ 明治五年四月二十七日条「板倉従五位共心

②第二期 神官教導職兼務時代（明治六年二月～明治九年四月）

明治六年二月よりは神官教導職を兼務した。「吉田神社権宮司」²¹、「吉田神社宮司」²²、「石上神宮少宮司」²³を歴任し、教導職の等級も「中講義」²⁴、「大講義」²⁵と上がっている。その後明治九年四月、石上神宮少宮司を願により免ぜられ大講義専任となる²⁶。

③第三期 神宮教化関係機関奉仕時代（明治十年十二月～同二十二年八月、同二十六年五月～同三十四年頃）

石上神宮少宮司解任の後上京し、明治九年七月「権少教正」²⁷に補任され、明治十年十月十日には神道事務局の巡回に出立している²⁸。巡回中の同年十一月十日、京都に於いて落合直澄の紹介により神宮祭主久邇宮朝彦親王に拝謁し歌を奉っている²⁹。この時高房は朝彦親王に非常に気に入られたようで、明治十年十二月十九日には伊勢下向に供奉しており以後親王の信認を得て神宮の教化に関わる機関で活動をはじめることとなる。

神宮の教化に関わる機関の組織変遷の概略は以下の通りである。明治五年より神宮では大教宣布の一翼として神宮教会を開設し、その本部たる神宮教院が伊勢に設置された。明治十五年神宮教導職が分離され、これによって神宮教院では神宮司庁との分離が決定され、明治十五年五月十日には内務省達によって、神宮教院はその名称を「神道神宮派」（神宮教）と改めることが認められた。明治十七年、太政官布達によって教導職が廃止され、他の教派神道同様に宗教団体の一つに編入された。明治三十二年九月四日内務省により神宮教の解散、神宮奉斎会の設立が認可され、財団法人となった。³⁰

神宮関係機関奉職中は、「第八教區教長代理」³¹、「第十三教區本部教長代理」³²、「第八教區本

義塾免許ニ相成権田直助師岡節齋来訪面會

ス」。

³¹ 明治五年十一月二十五日、同二十七日条

³² 明治六年二月二十五日条

明治十年八月八日条

³³ 明治六年六月二日条

明治十年八月八日条

吉田神社宮司時代に行った説教の内容は

『講録』（千葉県文書館所蔵）に記されており、教導職の行った説教の実態を調べるうえで非常に興味深い。

³⁴ 明治七年十一月二日条

明治十年八月八日条

³⁵ 明治六年二月二十五日条

明治十年八月八日条

³⁶ 明治六年五月二十七日条

明治十年八月八日条

³⁷ 明治九年四月二十五日条「教部省辞令達

ス」

明治十年八月八日条

³¹ 明治九年七月四日条

³² 明治十年十月十日条

³³ 明治十年十一月十日条

³⁴ 近代の神宮の教化機関については、岡田米夫編『東京大神宮史』（東京大神宮、昭和三十五年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』（神道文化会、昭和四十一年）所収）、阪本健一「明治初期に於ける神宮の教化運動」（『神宮明治百年史』上巻（神宮司庁、昭和四十三年）所収）、西川順土『近代の神宮』（神宮文庫、昭和六十三年）、武田幸也『近代の神宮と教化活動』（弘文堂、平成三十年）等に詳し

い。

以下に示す高房の職名は該当年月日に所属していた組織の職制内での名称である。

³⁵ 明治十三年二月四日条

³⁶ 第八教区とは京都地区のことである。

³⁷ 明治十四年十月七日条

³⁸ 第十三教区は熊本地区のことである。

部長」³³、「講師総長」³⁴、「副幹事」³⁵、「第弐教区東京本部長」³⁶、「祭典課長」³⁷、「教務課録事」³⁸、「第八教区京都本部在勤本部長事務取扱」³⁹、「京都本部監督」⁴⁰、「大坂本部監督」⁴¹等の職を歴任し、等級も「権少教正」より「権大教正」⁴²にまで上がり、「教監」としての地位も最終的には「二等教監」⁴³となっている。

明治二十年三月には「多年事務勉勵功勞不尠、且老年ニモ有之、當分之内日勤ニ不及候事」⁴⁴として日勤しなくてもよいことを許され、同二十二年八月には「依願免本職」として神宮教を辞任している⁴⁵。

明治二十六年五月には改正に際し神宮教に復任し、「権大教正」となっており⁴⁶、神宮教の解散、神宮奉斎会の結成の後には同会「主礼」⁴⁷となり、最終的に明治三十三～三十五年頃には辞職⁴⁸している。

④第四期 晩年・隠居時代（明治二十年三月～明治四十三年十一月）

明治二十年三月には神宮教より日勤に及ばないことを許され、同二十二年八月には辞職するも明治二十六年五月には復任され、その時には「おもひきや 杖つくほどの 老の身に かかる恵みの あらむものとは」⁴⁹との歌を詠んでいる。最終的に明治三十三～三十五年頃に神宮奉斎会を辞職している。明治三十四年十月に岡山に転居し⁵⁰、明治四十三年十一月五日に享年八十五歳（満）で没した⁵¹。

³³ 明治十五年四月二十八日条

³⁴ 明治十六年七月二十日条

³⁵ 明治十六年八月二十六日条

³⁶ 明治十七年三月十三日条

第二教区は東京地区のことである。

³⁷ 明治十七年五月二十日条

³⁸ 明治十九年六月二十九日条

³⁹ 明治二十年八月三十一日条

⁴⁰ 明治二十年十月六日条

⁴¹ 明治二十年十月六日条

⁴² 明治十九年三月三十一日条

⁴³ 明治二十年二月二十八日条

⁴⁴ 明治二十一年三月七日条

⁴⁵ 明治二十二年八月十二日条

⁴⁶ 明治二十六年五月二十一日条

『高房日誌』四一（『東京日誌』明治二十年二月一日～同年十二月三十一日）の表紙には「神宮教院改革有之復任ス五月廿日ナリキ」とある。この「改革」とは前掲岡田米夫編『東京大神宮史』六〇～六十二頁に記される明治二十六年四月二十七日に決議された「教規改正・学寮開設・機関誌発行・本教院改築」を示すのではないかと考

えられる。

⁴⁷ 『高房日誌』四七（『東京日誌』明治三十三年一月一日～同三十四年四月三十日）の表紙には「神宮主礼三輪田高房」とある。

⁴⁸ 日誌条文では未確認。『高房日誌』四八（『東京日誌』明治三十四年五月一日～同三十五年十二月三十一日）の表紙には「三輪田高房」と職名はなく氏名のみが記されている。

⁴⁹ 明治二十六年五月二十一日条（上欄）

⁵⁰ 『高房日誌』四八（『東京日誌』明治三十四年五月一日～同三十五年十二月三十一日）の表紙には「十月廿二日備前岡山移轉」とある。

岡山での三輪田高房については、「三輪田高房翁の近況」〔『養徳』第八卷第五號（養徳社、明治四十二年五月）四三～四六頁〕との記述がある。

⁵¹ 前掲大植四郎編『國民過去帳』明治之卷、前掲『愛媛県史』人物、前掲『講談社日本人名大辞典』

⑤ 家族

妻順（天保十年（一八三九）八月十一日生³³）、長男春元（文久二年（一八六二）二月十五日生）³⁴、長女知（元治元年（一八六四）十月五日生）、次女正（慶應三年（一八六七）二月六日生）、次男政徳（明治五年七月一日生）、三男輪三（明治七年十一月十六日生）、三女貞（明治九年八月二十日生）、四男恒敏（明治十五年一月十五日生）、五男季胤（明治十八年十月三十日生）³⁵。

⑥ 著作

『高房日誌』（千葉県文書館所蔵）、『凡仙叢録』（千葉県文書館所蔵）、『講録』（千葉県文書館所蔵）、『古今聞見録』（千葉県文書館所蔵）、『高房自詠』（千葉県文書館所蔵）、『歌道心の種』（千葉県文書館所蔵）、『日文本義』（京都府立京都学・歴史館所蔵）、『神字神代巻』（個人所蔵）等。

小括

千葉県文書おとづれ文庫内の自筆日誌資料等を含む三輪田高房関係資料によってこれまで不明瞭であった三輪田高房の生涯の概略が明らかになった。

二、三輪田高房の鎮魂伝授

(一) 伝授の事例

① 宮地厳夫、岡吉胤、宇陀太郎（明治十九年十一月二十二日）〈資料一〉
 明治十九年十一月二十二日、宮地厳夫、岡吉胤、宇陀太郎に対し「夜会」に於いて鎮魂の「業」を披露している。³⁶

② 篠田時化雄、城戸（明治二十年十一月二十二日）〈資料二〉
 明治二十年十一月二十二日夜、「教会」（神宮教京都教会）に於いて篠田時化雄、城戸某に「鎮魂之業」を「手ツカラ教授」している。

③ 塚田菅彦（明治二十二年七月十四日）〈資料三〉
 明治二十二年七月十四日、塚田菅彦に「鎮魂祭ヲ授」けている。

³⁷ 明治十七年七月十九日条「明治九年五月十一日より」
 日条、明治十七年十二月二十四日条に記載されている家族構成を記した届の写しを参考にした。なお、季胤についてはこれらの届が記された後に生まれているため、日誌

³⁸ 春元は明治十に高房の兄で三輪田家を継いでいた常貞の二女梅の婿養子となっている。³⁹ 十一月二十二日は鎮魂祭当日であり、「夜会」での話題が鎮魂であったのはこのこと

⁴⁰ 日条、『高房日誌』明治十年八月二十一日条、『三輪田米山日記』明治十年七月五日条、『高房日誌』明治十年八月二十一日条）

⁴¹ 明治十八年十一月二日条記載の出生届写
 家族構成やそれぞれの生年月日は明治六年六月二十三日条、明治十七年七月十九

⁴² 年六月二十三日条、明治十七年七月十九日条、明治十七年十二月二十四日条に記載されている家族構成を記した届の写しを参考にした。なお、季胤についてはこれらの届が記された後に生まれているため、日誌

⁴³ 十一月二十二日は鎮魂祭当日であり、「夜会」での話題が鎮魂であったのはこのことによると考えられる。厳密に「伝授」事例とするかは難しいところであるが、『高房日誌』の中での鎮魂についての初出である。

④ 鈴木重明（明治二十三年十月十三日）〈資料四〉

明治二十三年十月十日に鈴木重明が来訪し、「鎮魂祭秘事口授」受伝の希望を申来る。『日文本義』（高房著述の鎮魂伝授に関わる文献）の書写は予め済ませていたようで、同十三日には誓約書を書かせた後赤坂氷川神社社務所にて伝授を行っている。

⑤ 叶真吉（明治二十五年七月六日）〈資料五〉

明治二十五年三月六日に叶真吉が菓子を添えた書簡にて鎮魂伝授の希望を申来る。翌七日には「松山神道」一本を叶真吉に用立てている。さらに同年四月三日には細谷松三郎と共に叶真吉が「鎮魂祭の」で入門し、『日文本義』を用立てている。伝授は同年七月六日夜に行われており、翌七日には魚料の受渡しと書物の返却がなされている。

⑥ 田代邦慶（明治二十五年十二月十九日）〈資料六〉

明治二十五年十二月十四日に田代邦慶父子が高房を来訪し、鎮魂伝授の希望を申出、高房は「松山古神道ノ秘事」を用立てている。翌十五日田代父子が真綿一袋と共に書写を済ませた「神道秘事ノ巻」の返却に来る。なおその際には十六日に入門することを約束し、誓約書の下書きを用立てている。十六日に誓約書の受渡しがあり、『日文本義』の用立てや鎮魂伝授の場所となる赤坂氷川神社を借用する手続きが行われている。同月十九日には『日文本義』の返却、「暗誦之趣質問」、夕食の後、赤坂氷川神社社頭に於いて「日文ノ口授ト作業」の伝授が行われている。

⑦ 清水廣景（明治二十六年六月三十日）〈資料七〉

祓修業や「鎮魂巻」の用立て、『日文本義』に関するやり取りの後、明治二十六年六月三十日に鎮魂傳誓約書、束修（入門料）の受渡し、神宮教院に於ける鎮魂作業の伝授が行われている。

⑧ 吉村春樹（明治二十六年七月二十日）〈資料八〉

明治二十六年七月十七日に鎮魂誓約書の受渡しが行われ、同月十九日夕方に鎮魂（作業を伴わない口授のことか）が伝えられ、翌二十日夕方には既に伝授を受けていた叶真吉、清水廣景同席の下「鎮魂ノ作業」の伝授が行われている。明くる二十一日吉村は伝授の礼として高房に木綿縮を贈っている。

⑨（細谷松三郎）〈資料九〉

細谷松三郎は叶真吉と共に「鎮魂祭ノ」で入門し、鎮魂伝授を受けた他の人物と同様に『日文本義』の借用を受けているが、日記中に伝授記録は見られない。

（二）伝授事例の検討

① 高房の生涯の中の時期

日誌の中で鎮魂に関する記述が見られるのは明治十九〜二十六年にかけての七年間程である。さらに誓約書を交わす形での伝授事例は明治二十三〜二十六年の三年間程に限られる。前述の通りこの時期高房は既に神宮教を辞職しており、神宮教としての鎮魂伝授に関する組織的な記録も見られないことより伝授があくまでも個人的なものであったことがうかがえる。⁵¹

② 伝授の時間

伝授は夜に行われることが多く、『日文本義』に於いても「鎮魂祭行事」を行う時間について「夜十二時ヲ以テ始メトス」と記されている。

⁵¹ 明治二十二年八月〜明治二十六年五月の間高房は神宮教に所属していない。但し、清水廣景、吉村春樹の伝授日に関しては復任後である。

③ 伝授の場

神宮教の教会（神宮教京都教会）や神宮教院（麴町区有楽町）、赤坂氷川神社等で行われている。

④ 受伝者の分布

塚田蒼彦、叶真吉等の神宮教関係者や鈴木重明、田代邦慶といった在郷の人々等が高房より伝授を受けている。

⑤ 伝授過程の確立期

鈴木重明に対する伝授（明治二十三年十月）以降の事例では『日文本義』の用立てや誓約書の受渡し等形式的なやり取りが見出せ、この頃より段階的な伝授過程が確立されていたのではないかと考えられる。

⑥ 伝授過程の概略

伝授希望の申出があると、『日文本義』や「神道秘事ノ巻」（「松山神道」「松山古神道ノ秘事」とも記されている）等の書籍が用立てられ、受伝者はこれらを書写する。鎮魂伝授が認められると誓約書の受渡し、束修（伝授の納金）の納入が行われる。手続きが済むと伝授が行われるが、伝授には口授（教学的な部分か）と作業（身体動作を伴う作法）との二種があったようである。その後受伝者より礼品の受渡しがなされる。

(三) 鎮魂伝授と『日文本義』

① 伝授過程と『日文本義』

高房より伝授を受けた人々は伝授に先立って『日文本義』の借用や書写をしている。（鈴木重明〈資料④②傍線部〉、叶真吉〈資料⑤④傍線部〉、田代邦慶〈資料⑥④⑥傍線部〉）

② 『日文本義』の著者

・京都府立京都学・歴史館所蔵の『日文本義』には奥付や識語等はないものの緒言に記される明治十年の巡回記事〈資料①〇傍線部②〉の内容が三輪田高房の日記と合致する。

・京都府立京都学・歴史館所蔵の『日文本義』緒言の中で一人称を「高房」とし、父を「清敏」としている。〈資料①〇傍線部③〉

・小西雲鶴『鎮魂法伝習録』⁸²に抄出されている『日文本義』には著者として「〇〇高房著（姓不詳）」とある。

↓著者は三輪田高房

③ 『日文本義』の構成

外題は題箋に『日文本義』とある。一丁目表の二行目には「日文本義緒言 別名日本文鎮魂本義」とあり、『日本文鎮魂本義』とも称されていたことがわかる。墨付き三六丁で、「□祀作法」と題する行事次第（野紙二枚）が裏見返しに挟まれている。「緒言」、日文的意味を説明する本文、「鎮魂祭行事」、「白川吉田両氏奠供」、「雑説」、「八神畧説」、「日文本義根拠」、神代文字、平田篤胤『日本文傳』の抄出、「鎮魂祭ニ関係アル歌」、「感應口訣」という項目より構成される。

④ 『日文本義』の主題

緒言に記されるように〈資料①〇傍線部①〉本書は「日文」（「ヒフミヨイムナヤコト」から始まる四七文字の配列）⁸³は「鎮魂ノ傳ヘノ神業」を語るものであるとしてこれを解釈しようとする

⁸² 小西雲鶴『鎮魂法伝習録』（京都府立京都学・歴史館所蔵）

⁸³ 「日文」は『先代旧事本紀大成経』が文献上の初出であるが、平田篤胤『神字日文

ものである。

⑤『日文本義』の受容者

受容者としては、鈴木重明〈資料四②〉、石丸忠胤〈資料一①〉、茂木充実〈資料一②〉、福住正兄〈資料一③④〉、叶真吉〈資料五④〉、細谷松三郎〈資料九③④⑤〉、田代邦慶〈資料六④⑥〉、清水廣景〈資料七②〉、平田（盛胤）〈資料一⑤〉、太田武和〈資料一⑥〉、篠田時化雄〈資料一⑦〉、小西雲鶴⁸⁾、川面凡児⁹⁾、宇仁新次郎⁸⁾が確認できる。

(四) 三輪田高房「神につかへ奉る人たちにつぐ」と鎮魂教授の希求

①三輪田高房「神につかへ奉る人たちにつぐ」について

「神につかへ奉る人たちにつぐ」は三輪田高房が明治二十五年七月発行の『大八洲雑誌』巻之七三に於いて発表した六〇〇字程の文章。〈資料二二〉

内容は大きく分けて鎮魂に関わる自身の履歴、「日文」が「鎮魂の作業」を表すものであるとする発想、『日文本義』の著述、鎮魂の啓蒙の四点より構成される。

②三輪田高房による鎮魂の「広告」

三輪田高房は「神につかへ奉る人たちにつぐ」の中で『日文本義』に於いて鎮魂の奥秘を分かり易くしたこと〈資料二二傍線部①〉、神事に関わる人は鎮魂を修めた後神に奉仕することが誠の道であると考えていること〈資料二二傍線部②〉を記し、鎮魂の学修を勧めている。

③三輪田高房「神につかへ奉る人たちにつぐ」の読者と鎮魂の希求

・森建樹

島根県周吉郡中村（現隠岐郡隠岐の島町）の出雲大社教教師森建樹は高房に宛てた書簡〈資料一三①②〉の中で「神につかへ奉る人たちにつぐ」を読んだこと〈資料一三②傍線部①〉、『日文本義』の購入を希望していること〈資料一三②傍線部②〉を記している。

・難波春胤

岡山県苫田郡津山町（現津山市）に鎮座する徳守神社の神職難波春胤は高房に宛てた書簡〈資料一四①②〉の中で「神につかへ奉る人たちにつぐ」を読んだこと〈資料一四②傍線部①〉、『日文本義』の授与を願っていること〈資料一四②傍線部②〉を記している。

↓「神につかへ奉る人たちにつぐ」の読者が『日文本義』の授与を願っている。

④『日文本義』や鎮魂についての問合せ

・御館馨彦

三重県北牟婁郡長島村（現紀北町）の「長島村神宮」御館馨彦（子孫は現在長島神社宮司）よりの鎮魂法授与の希望〈資料一五〉。

・串山長重

熊本県葦北郡二見村（現八代市）の串山長重（子孫は現在二見神社宮司）よりの『日文本義』代金に関する問い合わせ〈資料一六①〉。

・松崎六平

伝』以降神代文字を表すものとして国学者

によって種々の見解が示されてきた。

⁸⁾ 前掲小西雲鶴『鎮魂法伝習録』には『日文本義』が所収されている。

⁸⁾ 前掲小西雲鶴『鎮魂法伝習録』九〇頁

⁸⁾ 宇仁新次郎「石上神宮の鎮魂祭」『皇

學』第四卷一号（神宮皇學館館友會、昭和

十一年三月）二〇頁）

千葉県望陀郡小櫃村（現君津市）の松崎六平よりの鎮魂伝に関する申し出〈資料一六②〉。
↓「神につかへ奉る人たちにつぐ」の投稿以降『日文本義』や鎮魂に関する問い合わせが三輪田高房に複数件寄せられている。

小括

三輪田高房は明治二十三〜二十六年頃にかけて身辺の神宮教関係者や各地の神職に鎮魂行事を伝授している。また、高房は自身の鎮魂に対する考え方を『日文本義』としてまとめており、本書は様々な人々に希求・受容されていた。

三、鎮魂伝授のその後

(一) 神社神道で行われる神道行法について

現在神社神道では禊祓行事と鎮魂行事とが神道行法として神社本庁や各県神社庁の研修制度によって普及され、全国的に行われている。禊祓行事は近代の川面凡児のみそぎ行に淵源をもつもので、鎮魂行事は石上神宮に伝えられた法式が行われている。⁸³

(二) 叶真吉が森津倫雄に行った鎮魂伝授

石上神宮に伝えられた鎮魂行事については石上神宮元宮司の森津倫雄氏がその由来について『石上神宮の鎮魂祭』⁸⁴の中で記しており、この法式が石上神宮に伝えられた際の記録は「自修鎮魂式相傳覺書」〈資料一七〉⁸⁵として同書に所収されている。

① 「自修鎮魂式相傳覺書」の筆録者の検討

- ・ 伝授の場に同席した人物は、叶真吉、森津倫雄、藤岡好春、櫻井稻麿、住田平彦 〈資料一七〉
- ・ 櫻井東花が伝授の様子を詳記している 〈資料一七①〉

↓ 櫻井東花（稻麿）が筆録したものを所収したと考えられる。
「自修鎮魂式相傳覺書」では櫻井稻麿が記されていない 〈資料一七②〉

② 伝授の顛末 〈資料一七〉

- ・ 藤岡好春が叶真吉に石上神宮へ転任する森津倫雄に対して三輪田高房より伝えられた鎮魂行事を伝授することを勧め、叶真吉が快諾する。
- ・ 叶真吉より森津倫雄へ石上神宮に秘法返納の申し出があり、日程が昭和九年二月十八日に決められる。
- ・ 昭和九年二月十八日朝、相伝者叶真吉、立会人藤岡好春、立会人住田平彦は伝授に先立ち二見浦での禊、二見興玉神社参拝、（伊勢）神宮参拝を行う。
- ・ 昭和九年二月十八日夜、叶真吉より森津倫雄に鎮魂行事が伝授される。

⁸³ 「神道行法鍊成研修会のあゆみ」（神社本

庁、平成十六年）三五〜七六頁）

庁教学研究部神社本庁研修部編『神道行法

⁸⁴ 森津倫雄『石上神宮の鎮魂祭』（森津先生

鍊成研修会開講五十周年記念誌）（神社本

喜寿祝賀会、昭和二十八年）

(三) 研修制度と鎮魂行事の普及

昭和二十九年に神社本庁調査部の岡田米夫氏の活躍によって石上神宮に於いて第一回神道行事講習会が行われ、その後この講習会は「神道行法鍊成研修会」と名称が変更され現在に至っている⁸⁵⁾。神道行法鍊成研修会は「神社本庁研修所の行う研修」（神社本庁が主催し石上神宮で行われる研修）と「神社庁研修所の行う研修」（各県の神社庁が主催して行う研修）との二種類があり、前者は「神社庁道彦及び同助彦その他の養成を目的」とし、後者は「神職及びその他の神社職員等の指導を目的」としている⁸⁶⁾。このような研修制度によって現在鎮魂行事は禊祓行事と共に全国的に普及されている。

小括

三輪田高房より叶真吉を介して石上神宮に伝えられた鎮魂行事は現在神社神道の研修制度によって全国的に普及されている。

おわりに

以上「三輪田高房の生涯」、「三輪田高房の鎮魂伝授」、「鎮魂伝授のその後」という項目ごとに三輪田高房が行った鎮魂伝授について高房の自筆資料等を用いながら伝授の実態やその後の経過を明らかにした。三輪田高房より鎮魂行事の伝授を受けた叶真吉は後に石上神宮に鎮魂行事を伝えていく。また、石上神宮に伝えられた鎮魂行事は現在神社神道の神道行法研修制度によって全国的に普及されている。つまり、現在神社神道で行われている鎮魂行事の淵源をたどれば本発表で述べたような三輪田高房の行った鎮魂伝授にたどりつくのである。

三輪田高房については不明な部分が多く、研究対象とされることは殆どなかった。しかしながら本発表でも述べた通り三輪田高房は神宮の教化活動に長年携わる等様々な局面で明治期の神祇政策に関わった人物であった。これまで活用されることが少なかった高房の残した自筆の継続的な記録類は当時の様子を鮮明に映し出す貴重な資料として今後より一層活用されるべきであると考えられる。

なお、本発表では三輪田高房が伝えた鎮魂行事がそもそもどういったものに由来するのかを論じることが出来なかった。併せて今後の課題としたい。

三輪田高房の伝えた鎮魂行事の系譜

—三輪田高房—叶真吉—森津倫雄—石上神宮歴代宮司—神社本庁道彦・助彦
—各県神社庁道彦・助彦—神職及びその他の神社職員等

⁸⁵⁾ 前掲「神道行法鍊成研修会のあゆみ」（神社本庁 九年六月四日、規程第三号）第五条、「神社

本社庁教学研究部神社本庁研修部編『神道行法鍊成研修会開講五十周年記念誌』三五

（七六頁）

⁸⁶⁾ 「神社本庁鍊成行事道彦規程」（昭和四十

成元年七月一日、規程第九号）